

(参考資料)

1 調査内容について

平成21年11月17日時点で、

1) 常勤の国家公務員の退職者(以下のア～エを除く)であって

- ア 職務の専門性等を踏まえ、専ら教育、研究又は医療に従事した者
- イ 国家公務員としての勤務が一時的であった者
- ウ 国の機関の組織又は業務を承継した独立行政法人のプロパー職員
- エ 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第19条第3項の規定に基づき退職手当を支給されていない者(いわゆる現役出向職員)

2) 独立行政法人の嘱託等の非正規・有期契約ポスト(常勤・非常勤は問わない)に就いているもののうち、その年間報酬額が1,000万円以上であるもの

(その年間報酬は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出)

について以下の項目を調査

- i) ポスト名、ii) 常勤・非常勤の別、iii) 当該ポストが設けられた時期
- 当該ポストに就いている者のiv) 氏名、v) 最終官職、vi) 年間報酬額

2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)(抄)

(独立行政法人等における人件費の削減)

第五十三条 独立行政法人等(独立行政法人(政令で定める法人を除く。)及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。)は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組まなければならない。

2 独立行政法人等を所管する大臣は、独立行政法人等による前項の規定による人件費の削減の取組の状況について、独立行政法人通則法(国立大学法人等にあつては、国立大学法人法)の定めるところにより、的確な把握を行うものとする。